審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　生産者支援課

法令名	農業協同組合法	法令番号	昭和２２年法律第１３２号
手続名	組合の解散の決議の認可	根拠条項	第６４条第２項

審査基準

「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成 23 年２月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）

組合の解散に関し、法第 64 条第２項に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうか審査するものとする。

１　形式的事項

（１）申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

（２）申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

（３）解散の手続きは法第 44 条、第 46 条等に照らし、適法に行われているか。

※　佐賀県農業協同組合法施行細則第 26 条第１項に明記

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間　６０日 標準経由期間　　日	目次No.	３５